

あなたの子育てを応援します！

子育て応援コラム

毎日の子育ての中で、「少し休みたい」「家事が後回しになってしまう」「誰かに手伝ってもらいたいけど、家族は日中仕事で頼れない」と思うことはありませんか。不安を抱えている妊婦さんや子育て家庭にヘルパーが訪問し、家事のサポートや育児相談を行っています。 **問合**：子育て支援課（☎ 457-2793）

はますぐヘルパー利用事業

どんなことを手伝ってもらえるの？

家事支援

- ・食事の準備、片付け
- ・衣類の洗濯
- ・居室の掃除

育児相談

- ・授乳やおむつ交換、もくよく沐浴などの相談
- ・相談に応じた支援

育児支援

- ・子どもの見守りや遊び相手（居宅内に限る）
- ・乳幼児健診や予防接種の付き添い



いつから使えるの？

親子健康手帳（母子健康手帳）交付後から利用できます

利用の流れ

利用申請

子育て情報サイトぴっぴからオンライン申請、または各子ども家庭センター窓口で申請ができます

※親子健康手帳（母子健康手帳）が必要

申請後、自宅に利用承認通知書が届いたら…

- ① 利用予定の1ヶ月前を目安に連絡
※ただし、緊急で利用したい場合は事業者に相談してください（日程・サービス内容などの打ち合わせ）



利用者

② はますぐヘルパー訪問

③ 利用料の支払い

受託
事業者

対象

浜松市に住民票があり、妊娠中、または3歳未満の乳幼児を養育している保護者

※日中身近に支援者がおらず、家事や育児に心配がある人

時間・回数

1日2回、1時間単位で最大4時間まで

（7:00～19:00）

合計利用可能時間数…75時間



多胎児（双子・三つ子など）、未熟児養育医療対象児、または障がい児の養育者は合計利用可能時間数の特例があります。

● 中山間地域

合計利用可能時間数…150時間

天竜区に訪問できる事業者が追加され、利用しやすくなりました

利用料金

事業者の設定する利用料から、公費負担（1時間につき1,500円）を引いた金額を自己負担

※市民税非課税世帯の人は、公費負担が1時間につき1,800円

※利用料は事業者によって異なります（基本利用料1,800円～2,750円）

利用者の声

核家族で頼れる親族が近くにいなかったため、利用しようと思いました。ヘルパーさんには洗濯と夕食の準備や、私が家事をしている間の子どもの遊び相手をお願いしました。家事や育児を助けてもらえたことはもちろん、あたたかく声をかけてもらえたことが本当にうれしく、ヘルパーさんの支援で心に余裕ができ、親子ともに笑顔でいる時間が増えました（中央区にお住まいの0歳児の保護者）。

●子育て応援コラムでは、子ども基本法の基本理念を踏まえて、ひらがな表記の「こども」を使用しています